

島根県歯科技術専門学校「県内西部・隠岐地区出身在学生支援」規則

(目的)

第1条 一般社団法人島根県歯科医師会（以下「本会」という。）では、島根県歯科技術専門学校（以下「学校」という。）に在学する島根県内（以下「県内」という。）の西部地区並びに隠岐地区出身の学生の生活支援を行ない、同地区の本会会員が開設する歯科医療機関、並びにそれに準ずる機関の就業者の確保を図るとともに県内での若者定住対策に資する。

(申請対象者)

第2条 県内の西部地区（大田市、邑智郡、江津市、浜田市、益田市、鹿足郡）並びに隠岐地区出身の在学生で学生生活のために、一人暮らしをしている者で第1条の主旨を十分理解した者を対象とする。但し、保護者（世帯主）を同一とし本校に在籍する兄弟姉妹のみで暮らしている場合はどちらか一方の者を対象とする。

2 歯科技工士科、歯科衛生士科の最終学年にあたっては、この規則の目的に鑑み、本会会員が開設する歯科医療機関、並びにそれに準ずる機関に就職（以下「就職」という。）が決定した者を対象とする。但し、校長は求人状況等によって就職ができなかった者に対して、教務委員会の議を経て支援対象者としてすることができる。

(申請手続き)

第3条 この規則に基づく支援の認定を受けようとする学生は、各学年の申請期日までに県内西部・隠岐地区出身在学生支援申請書に必要書類を添えて申請手続きを行うものとする。

一 申請期日 4月15日

二 申請に必要な添付書類

イ 保護者の住民票

ロ 賃貸住宅の契約書の写し

ハ 賃貸住宅の貸主又は仲介業者による住居証明書

2 更新手続き（2回目以降）は、県内西部・隠岐地区出身在学生支援申請書（更新用）に前項の必要な書類のうちイ及びハを添えて、更新手続きを行うものとする。

3 添付書類に変更が生じた場合は、速やかに再提出するものとする。

(認定・承認)

第4条 学校の歯科技工士科、歯科衛生士科の各教務委員会は、申請書類に基づいて審査、認定する。

2 理由不明の欠席の多い学生、停学処分を受けたことのある学生、留年した学生、その他支援の対象とするにふさわしくないと判断された学生については、認定しないことができる。

3 学校の歯科技工士科、歯科衛生士科の各教務委員会は、認定した学生について、校長に報告しなければならない。

4 校長は、認定の報告を受けたときは、関係書類を精査し、支援の承認決定をするとともに、認定した学生の保護者に対し、「県内西部・隠岐地区在学生支援認定書」で通知するものとする。

5 校長は、支援の承認結果を本会会長に報告しなければならない。

(支援・学費納入方法)

第5条 支援の方法は、最終学年を除く各学期の授業料を10万円（年額20万円）減額するものとし、校長は、認定した学生の保護者に対し、学費（授業料・実習費）より10万円を差し引いた納付書を送付するものとする。認定を受けた学生の保護者は、納入依頼に基づいて期日までに学費（授業料、実習費）を納入するものとする。

2 最終学年については、本支援制度の趣旨を鑑み、本会会員が開設する歯科医療機関並びにそれに準ずる機関に就職した者のみに、学年度末に保護者に対して支給するものとする。

3 本会に「島根県歯科技術専門学校県内西部・隠岐地区在学生支援会計」を設けるものとし、本会会長は、校長より支援の承認結果の報告を受けて、会計担当理事に「専門学校繰入金会計」より相当額の支出命令をするものとする。

4 校長は、認定した学生の保護者に対し、学費（授業料・実習費）より支援金を差し引いた納付書を送

付するものとする。

5 認定を受けた学生の保護者は、納入依頼に基づいて期日までに学費（授業料、実習費）を納入するものとする。

（規則の改廃）

第6条 この規則の改正は、島根県歯科技術専門学校運営部委員会で議決し、本会理事会の承認を得なければならない。

2 この規則は、本会代議員会の議決を得なければ廃止することができない。

附 則

1 この改正規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この改正規則は、平成28年4月1日から施行する。

3 この改正規則は、平成29年4月1日から施行する。